

大和市公告第50号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定により大和市下鶴間山谷南土地区画整理組合設立準備委員会から申請があったので、施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により当該区域を表示する図面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成28年3月31日から1月以内に大和市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

1 施行地区となるべき区域

大和市下鶴間字乙三号2133番19、2185番1から3まで及び4の各一部、2186番イの1、2186番2から4まで、2187番1及び2、2188番、2189番1から5まで及び8から10まで、2191番から2195番まで、2205番1の一部及び2、2206番1及び2の一部、2207番から2217番まで、2218番1、2の一部、4及び5、2219番1及び2、2220番1及び2の一部、2221番1及び2の一部、2222番、2223番、2224番1、2225番、2226番3及び8、2228番1から4及び6から15まで、2229番1、4、7及び8、2229番イの2並びに2235番1及び3

2 施行地区となるべき区域の縦覧場所

大和市街づくり計画部街づくり推進課

3 縦覧期間

平成28年3月31日（木）から平成28年4月13日（水）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。